

令和 4（2022）年度 熊本市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 4（2022）年 4 月 1 日

熊本市 健康福祉局 福祉部 高齢福祉課

1. 地域包括ケアシステムの推進に向けて

令和 3（2021）年 3 月策定の第 8 期令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度「熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「はつらつプラン」という。）において、本市の令和 3（2021）年の 65 歳以上の人口は約 19.5 万人、総人口に占める割合は 26.7%という状況から、団塊の世代が 75 歳以上に到達する令和 7（2025）年においては、約 20.5 万人、28.1%にも達すると推計している。

こうした高齢化の進展に伴い、介護保険事業費についても令和 3（2021）年度当初予算 646.8 億円から令和 5（2023）年度にはさらに増大し、財源となる介護保険料についても、第 8 期においては剰余金の充当等により 4 期ぶりに減額となるものの、第 9 期となる令和 7（2025）年度の推計値では再び増額に転じることが見込まれている。

そのような中、「はつらつプラン」で目指す「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきとその人らしく安心して暮らせる社会」を実現するためには、「はつらつプラン」に掲げる様々な取り組みを一体的に推進し、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいく必要がある、また、各地域包括支援センターについても、地域包括ケアシステムの中核的機能を担う機関として重要な役割を果たしていく必要がある。

特に、今期の契約期間（2018 年度から 2023 年度）は、2025 年を目前に控えた極めて重要な時期を担うことから、高齢化が一層進展する 2040 年を見据えつつ、市と地域包括支援センターはさらなる連携をとりながら、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを着実に進めていく必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、高齢者への感染予防や介護予防に関する情報発信を行うほか、感染拡大の状況に応じて地域の介護予防活動の自粛を呼び掛けたところであるが、影響が長期化していることから身体機能低下による要介護状態へのリスクが高まることが懸念される。今後も継続的に自宅でもできる介護予防の取組の周知等を行うとともに、感染防止対策を講じながらの住民主体の介護予防活動が継続されるよう、地域住民に対する支援を行っていく必要がある。

2. 地域包括ケアシステムの構築方針

第8期はつらつプランを推進し、高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり・介護予防を促進するほか、介護保険サービスや医療機関、介護施設、民間企業等の地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図ることで、地域包括ケアシステムの推進に向けて、市民や民間の関係団体の理解を深めつつ、総参加で取り組んでいく。

また、地域包括ケアシステムが円滑に機能していくために、地域住民が主体となって、地域の特性や実情から生じる様々な地域課題に対し、地域資源を生かしながら、ネットワークを形成し、課題解決に向けた議論や検討、実践を通したまちづくりを進める。

そのため、引き続き日常生活圏域や区域、市域に設置した各階層の「地域包括ケアシステム推進会議」が連携することによって、情報の共有化や検討を進めながら、解決に向けた取組を推進することで、本市における地域包括ケアシステムを具現化していく。

加えて、「まちづくりセンター」と地域包括支援センターがより一層連携することによって、本市のまちづくりと地域包括ケアシステムを一体的に推進する。

3. 重点的な業務の方針

令和 4 年度の地域包括支援センター業務のうち、以下の業務を重点的に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を十分注視した上で、高齢者の感染防止を最優先しつつ、将来の介護が必要となるリスクの軽減に向けた介護予防活動や生活支援のための対応を実施する。

(1) 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化と将来を見据えた取組の検討

自立支援型地域ケア会議は、本市の自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの促進を図り、介護や支援を要する方がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができる地域づくりの推進に寄与することを目指しており、令和 4 年度は事業開始から 5 年目となることから、これまで以上に区や地域の専門職等と連携を図り、自立支援型地域ケア会議の効果的な実施に取り組んでいく。

また、第 8 期はつらつプランにおける今後の主な課題と施策の展開方針を踏まえ、市とともに具体的取組の検討及び推進を図る。

(2) 多様な生活支援サービスの創出と持続的運営に向けた支援

生活支援コーディネーターを中心として、地域課題の抽出や生活支援の担い手となる人材育成等、地域資源の掘り起こしや開発、ニーズとのマッチングを行うとともに、「熊本市地域支え合い型サービス補助金」を活用し、多様な生活支援サービスの普及拡大や、持続的運営を引き続き支援する。

(3) 住民主体の通いの場の普及・拡大

住民主体の通いの場である「くまもと元気くらぶ」や地域の健康サロン等の新規設立の支援や継続運営に関する助言等の必要な支援を行うほか、外出機会の乏しい方を地域の通いの場につなげる等により、介護予防活動の普及・拡大を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じながら、できるだけ早い時期に従

前の地域活動の状態に戻ることができるよう、地域住民に対する支援を行っていく。

地域の通いの場等での関わりを通して、フレイル等の恐れのある方を早期発見し、健康教育や、必要に応じて短期集中予防サービス等の適切な介護予防サービス利用への支援を行う。

(4) くまもとメディカルネットワーク等を活用した医療介護連携の推進

日常業務におけるくまもとメディカルネットワークの活用や利用拡大に向けた普及啓発に取り組むほか、地域の多職種の連携を深め、高齢者が住み慣れた地域で質の高い医療や介護を受けることができる体制づくりを推進する。

4. 地域包括支援センター各業務の方針

地域包括支援センターの各業務については、「熊本市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」に定める内容に沿って適切に実施する。

また、業務を実施するに当たっては、常に公益性・地域性・協働性の3つの視点を意識しながら地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

また、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症に対しては、職員の感染防止に向けた対策を徹底するとともに、地域住民に対しても感染症対策や介護予防に向けた必要な情報の提供や支援を行い、感染拡大期においては ICT 等の代替手段を積極的に活用する。

5. 市との連携の方針

市内の地域包括支援センターが連携して設置する「熊本市地域包括支援センター連絡協議会」と市は、地域支援事業ならびに介護保険事業を適切かつ円滑に推進するため、定期的に協議、意見交換を行いながら、本市の地域包括ケアシステムの推進に連携して取り組む。